

公益財団法人輔仁会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人輔仁会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、首都圏に修学する主として福井県出身学生のために、健康で文化的な生活を営むに適した学生寮を設置し、学生の経済的負担を軽減して、その奨学援護を図り、その他学生の指導援護を行って、青少年の健全な育成並びに社会有用の人材育成を図ることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学生寮の設置、管理及び運営
- (2) 学生の指導
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は東京都において行う。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、この法人の基本財産とする。

2 この法人の基本財産は、次のとおりとする。

- (1) 別表第1に掲げる基本財産
- (2) 評議員会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

(基本財産の維持及び処分の制限)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 この法人の業務上、やむを得ない事由により基本財産の一部を処分しよ

うとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、理事会の議決を経たうえで、評議員会において3分の2以上の議決を得なければならない。

(財産の管理)

第8条 この法人の財産は、理事長が管理、運用する。

2 管理、運用の方法については理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号の書類について承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日におけ

る公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第13条 この法人が借入れをするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を得なければならない。

(新たな義務の負担等)

第14条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるもののほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち、重要なものを行おうとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第15条 この法人に、評議員6名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第16条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人)又は業務

を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

- ① 国の機関
- ② 地方公共団体
- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）または認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

（任期）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するときまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第18条 評議員は無報酬とする。

2 評議員にはその職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第2節 評議員会

（評議員会）

第19条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（権限）

第20条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附

属明細書の承認

- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 22 条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行わなければならない。

- (1) 評議員及び監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときはその事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名者 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(役員)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 9 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、その他に副理事長 1 名、常務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事は同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族若しくはこれらに準ずる特別の関係がある理事の数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。また、他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えないものとする。

5 監事についても、前項と同様とする。

(役員を選任)

第 28 条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事若しくは使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は理事長を補佐する。常務理事は理事会の決議に基づいて、この法人の業務を執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補充として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 27 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 2 節 理事会

(理事会の構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長又は予め定められた順序で他の理事が理事会を招集する。

2 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。但し、理事長に事故があるときは、議長は副理事長又は予め定められた順序で他の理事が、又は理事会に出席した理事の互選によって定められた者がこれに当たる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第 6 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条及び第 4 条並びに第 16 条についても適用する。

(解散)

第 40 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 41 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 42 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長（舎監）及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議に基づき別に定めることができる。

第8章 顧問

(顧問)

第44条 この法人に顧問若干名をおくことができる。

- 2 顧問は、この法人に特に功労があった者その他この法人の事業を推進するために特に必要な学識経験等を有する者を、理事会及び評議員会において推薦し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会及び評議員会に出席して意見を述べることができる。

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第45条 この法人の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第47条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の定めにかかわらず、解散の登記の日の前日までを事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は永井保彦、常務理事は山内高嘉とする。

別表 1 基本財産（第 6 条第 2 項関係）

財産種別	場所・数量等（公簿上の表示）
建物	東京都武蔵野市吉祥寺東町 3 丁目 158 番地 1、3 所在、 家屋番号 158 番 1 の 1 の建物（鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建、附属建物ポンプ室付） 床面積（附属建物を含む）合計 1,388.80 m ²
銀行預金その他の金融資産	5000 万円及び上記建物の減価償却引当資産として積立てた金額